

# 日本図書館協会認定司書審査会内規

2010年9月13日制定

(趣旨)

第1条 この内規は、日本図書館協会(以下、協会という。)が定める「日本図書館協会認定司書審査規程」(以下、「規程」という。)に基づき、日本図書館協会認定司書審査会(以下、「審査会」という。)の構成及び委員の任期、審査の細則について必要な事項を定めるものとする。

## 第1章 審査会の構成及び委員の任期

(審査会)

第2条 この章では、規程第4条第2項に定める審査会の構成および委員の任期について定める。

(審査会の構成)

第3条 審査会は、理事長の下に置き、構成する審査会委員は、5名以上とする。

2 審査会委員は、事務局長、認定事業担当常務理事を委員に充てるとともに、図書館現職者、学識経験者、外部有識者の中から理事長が指名するものとする。

(審査会会長)

第4条 理事長は、審査会委員の中から理事会の議を経て審査会会長を指名する。会長は、審査の取りまとめを行い、審査結果を理事会に報告する。

2 審査会会長は、認定審査のほか、必要に応じ、審査会を招集することができる。

3 審査会会長は、理事会の求めに応じ、審査に関わる助言及び提案をすることができる。

(審査会委員の任期)

第5条 審査会委員の任期については、2年間とし、協会の定める期とする。ただし、任期中に生じた欠員を補充するため内規第3条第2項により理事長が指名した委員の任期は、前任者の任期が満了するまでの期間とする。委員の再任については、これを妨げない。

## 第2章 審査の細則

(審査の細則)

第6条 この章では、規程第11条第3項に定める審査の細則について定める。

(審査の回数及び審査チーム)

第7条 審査は、原則として年1回行う。

2 審査会は、申請者1名ごとに、委員の中から3名で審査チームを編成する。

(審査チームの構成)

第8条 審査チームは、主査1名と副査2名で構成する。

(審査チームの審査)

第9条 審査チームは、合議制により申請書類の審査要件の充足の有無について審査する。

2 審査チームは、審査に必要な場合には、照会又は書類の再提出を求めることができる。

(勤務経験年数及び月数)

第10条 規程第12条第1項第3号における勤務経験の期間には、申請時の年度の末日までの見込みを含むことができる。なお、1か月に満たない場合には、15日以上を繰り上げて1か月とする。

(長期休業等の期間の取り扱い)

第11条 規程第6条第3項、第8条第2項、第12条第3号から第6号まで及び内規第12条の算定において、出産、育児又は介護その他やむをえない事由による長期休業等の期間があるときは、当該期間についてそれぞれの条文にある期間に加算することができる。

2 上記の算定を適用する者は、申請時に長期休業等の証明書類を添付しなければならない。

(勤務経験月数の補正)

第 12 条 規程第 12 条第 3 号における勤務経験が 10 年以上とは、それぞれの勤務図書館に別表 1「勤務経験月数の補正」に記載するすべての補正種別についてその該当する補正係数を乗じて得られたものの総和が 120 以上であることとする。

2 規程第 12 条第 3 号における申請時において過去 10 年間のうち少なくとも 5 年とは、図書館法第 2 条に定める図書館又は図書館法第 2 条に定める図書館に相当する図書館における勤務経験が、別表 1「勤務経験月数の補正」に記載するすべての補正種別についてその該当する補正係数を乗じて得られたものの総和が 60 以上であることとする。

(図書館法第 2 条に定める図書館に相当する図書館)

第 13 条 規程第 12 条第 3 号の図書館法第 2 条に定める図書館に相当する図書館については、『日本の図書館』（日本図書館協会）の収録対象に基づき、審査会が判断する。

(研修等のポイント数)

第 14 条 規程第 12 条第 4 号における「一定の研鑽を重ねること」については、別表 2「研修の受講経験、講師経験、社会的活動等のポイント数」に記載するポイント数の合計が 20 以上であることとする。

(著作)

第 15 条 規程第 12 条第 5 号における著作については、以下のすべてを満たすこととする。

(1) 以下のいずれかであること。

ア 申請に当って執筆したオリジナルの著作。

イ 申請時までの 10 年以内に公開された図書、雑誌記事・論文、報告書等であって、単独著作、又は担当部分が明確に特定できる分担著作。

ウ その他審査会が著作と認めるもの。

(2) 単一又は複数（5 点以内）の著作の文字数の合計が、8,000 字以上であること。なお、複数の著作については、それぞれが一定の著作として成立するものであること。

(3) 図書館の業務、運営等図書館経営に資する内容を含むこと。ただし、勤務する図書館の単なる事例紹介は除く。

(4) 文章に論理的な整合性があること。

(申請書類の書式)

第 16 条 規程第 13 条に掲げる申請書類の書式については、審査会が当該年度の審査の申請募集に先立ち、これを定め、公表するものとする。

(更新要件)

第 17 条 規程第 14 条第 1 項第 2 号の図書館法第 2 条に定める図書館については、内規第 13 条を、規程第 14 条第 1 項第 3 号における「一定の研鑽を重ねること」については、内規第 14 条を、規程第 14 条第 1 項第 4 号における「著作」については、内規第 15 条を、それぞれ準用する。

(認定等に要する費用)

第 18 条 規程 9 条第 2 項の審査料、認定料、認定更新の審査料、認定更新の認定料については、別表 3「認定等に要する費用」に掲げるとおりとする。

附 則

1 この内規は、2010 年 10 月 1 日から施行する。

2 この内規の改廃は、審査会の議を経て、理事会の議決による。

3 この内規は、2011 年 10 月 6 日から施行する。

別表1 勤務経験月数の補正

補正種別	対象(勤務先)	補正係数	備考
勤務先補正	図書館法第2条にいう図書館 日本図書館協会認定司書審査会内規第13条で図書館法第2条にいう図書館に相当するとされている図書館	1.0	
	国立国会図書館 学校図書館法にいう学校図書館 大学設置基準, 短期大学設置基準, 大学院設置基準, 高等専門学校設置基準にいう図書館 専修学校設置基準にいう図書館	0.5	
	上記以外で, 根拠法令・条例を有し, 主として一般公衆に対してサービスを提供している図書館 地方議会図書室	-	必要に応じて審査会で決定する。一般公衆へのサービスが主要なものであるか, さらに公共性の程度によって判断する。
	上記のいずれにも該当しないが一般公衆に対してサービスを提供している図書館 その他の図書館	-	教育委員会で図書館準備室担当になる, あるいは図書館を所管する部署で図書館担当として業務を担当するなど, 図書館への明確な関わりがあることが必要。 図書館業務との関係性・類似性を基準に必要に応じて, 審査会で決定する。
勤務時間補正	勤務期間における平均勤務時間が週30時間以上, もしくは年間勤務時間が1,500時間以上図書館に勤務している者	1.0	
	勤務期間における平均勤務時間が週30時間未満であり, なおかつ年間勤務時間も1,500時間未満である図書館に勤務している者	右の計算で得られた値	1週間当たりの平均勤務時間もしくは, 年間勤務時間を50で除した数値(小数点第3位を四捨五入)のいずれか大なる数値を30で除し, 小数点第3位を四捨五入して得られた数値
兼務補正	図書館業務と関係ない兼務がない者, あるいは兼務があっても図書館業務に従事している時間が週30時間以上である者	1.0	
	図書館業務と関係ある兼務があり, なおかつ図書館業務に従事している時間が週30時間未満の者	-	1週間当たりの図書館業務従事時間を30で除し, 小数点第3位を四捨五入して得られた数値

別表2 「研修の受講経験, 講師経験, 社会的活動等のポイント数」

	活動の種類	ポイント数
i)	研修(*1)の受講経験	半日(2~3時間程度)
		+1(*2)
ii)	講師経験	全日(4~6時間程度)
		+2(*2)
iii)	講師経験	i)に規定される研修の講師経験
		講習受講で獲得するポイントの2倍を上限に内容に応じて審査会が認定
iv)	社会的活動	司書課程もしくは関連諸領域講義科目の講師経験
		担当科目単位数の3倍を上限に内容に応じて審査会が認定
v)	社会的活動	図書館関連団体(*3)の役職経験
		1期(2年)で6ポイントを上限に活動期間・団体規模・内容に応じて審査会が認定
vi)	社会的活動	上記以外の図書館振興のための社会的活動
		活動の内容に応じて審査会が認定(*4)
vii)	単位・学位取得	大学院における図書館情報学関連の単位・学位等取得
viii)	学協会活動	学協会の研究大会での口頭発表, 実践報告発表等
ix)	その他	学協会活動
x)	その他	内容に応じて審査会が認定
xi)	その他	審査会が申請に基づき内容に応じて認定

\*1 図書館法第2条にいう図書館の業務に関わる研修であること。

\*2 当該研修の8割以上の時間を受講していること。

\*3 図書館法第2条にいう図書館に関連する団体であること。

\*4 個人的な奉仕活動は含まない。図書館の専門的職員として有する専門性を活かした活動であること。

別表 3 認定等に要する費用

種別		金額	
審査料		申請1回につき	7,000円
認定料	協会個人会員	認定証の有効期間(最長10年)	20,000円
	上記以外		110,000円
認定更新のための申請料		申請1回につき	7,000円
認定更新のための申請料	協会個人会員	認定証の有効期間(最長10年)	20,000円
	上記以外		110,000円